

【扶養している「子ども」の数について】

扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点(2025年春の在学採用では2023年12月31日)における税情報で、JASSOが確認をします。

* 申告できる「子ども」の対象者は、生計維持者(原則申込者の父母)のそれぞれが住民税の扶養親族としている人の合算です。ただし、以下の人は扶養親族であっても対象外となります。

- ・配偶者
- ・尊属の人(申込者の祖父母)
- ・生計維持者よりも年長の人(申込者の父または母が扶養している父または母の兄・姉等)

* 2023年12月31日時点で3人以上の「子ども」が同時に扶養されている必要があります。3人兄妹でも2023年12月31日時点で1人が扶養を外れている場合は多子世帯にはなりません。

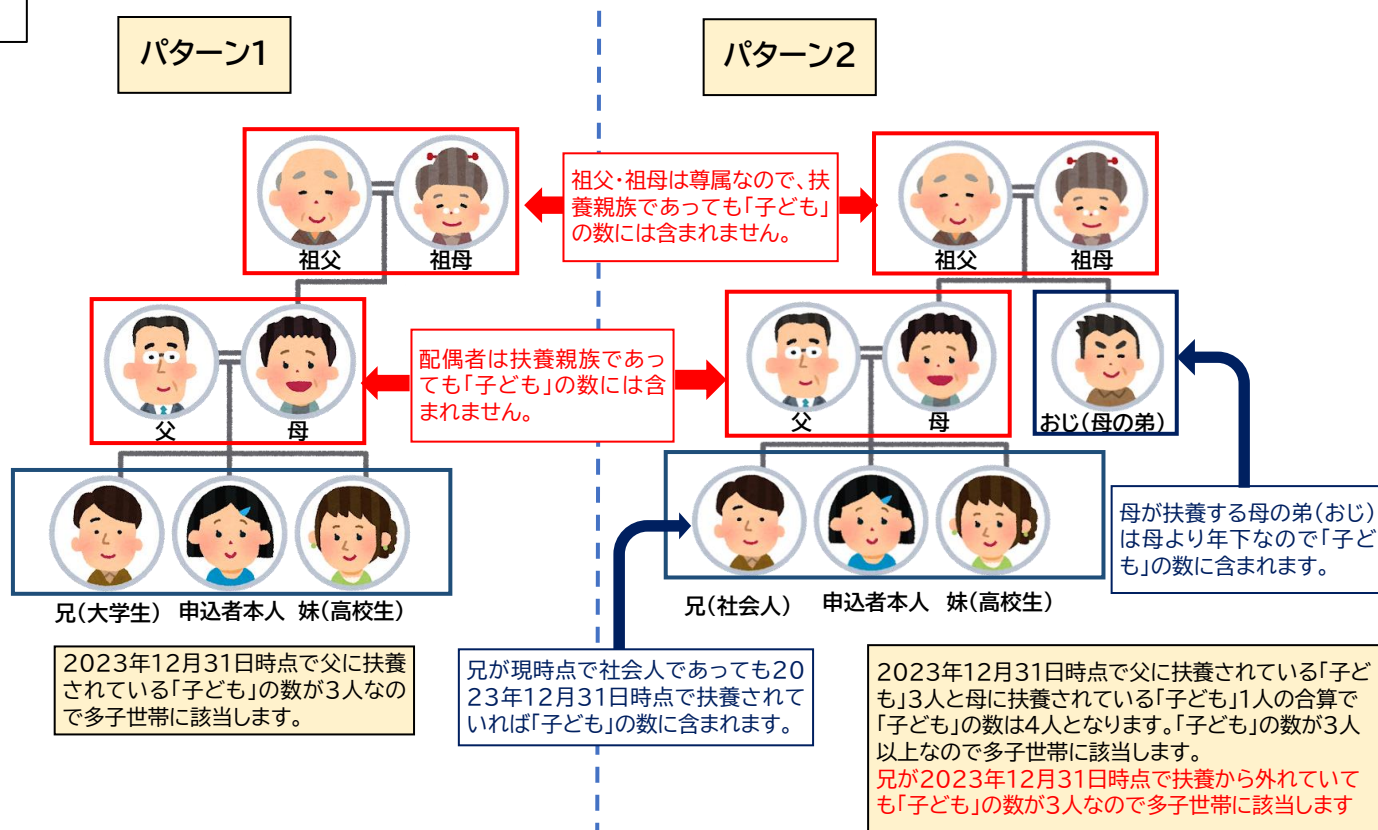
* 3人以上同時に扶養されていても、申込者本人が扶養されていない場合は支援対象になりません。

* 申請日時点で扶養を外れていても、2023年12月31日時点で扶養されていれば「子ども」の数に含めることができます。

* 2023年12月31日以降(2024年1月1日~2025年3月31日の期間)に新たに生まれた生計維持者の実子は、「子ども」の数に加えることができます(出生届や母子手帳等の証明書類が必要です)。該当する場合は大学に申告してください。

* 大学院生は現行の給付奨学金制度と同様、対象にはなりませんが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。

* 留年した場合、本人の支援は打ち切りとなりますが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。



扶養親族の確認方法の詳細はこちらからご確認ください。

